

## 九州大学大学院経済学府学位論文（博士）取扱内規

平成16年6月16日

経済学府教授会承認

改正 平成19年9月19日

経済学府教授会承認

改正 平成25年9月11日

経済学府教授会承認

改正 令和元年5月22日

経済学府教授会承認

改正 令和6年4月17日

経済学府教授会承認

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学学位規則第5条及び第16条の規定に基づき授与する博士の学位論文の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(提出資格)

第2条 本学府に論文を提出することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 博士後期課程に2年以上在学し、所要の授業科目について4単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者は、在学期間が2年に満たなくても提出することができる。

(2) 前号に規定する者のほか、学府長が認めた者。

(提出時期)

第3条 論文は在学期間中に提出するものとする。ただし、博士後期課程に3年以上在学し、所要の授業科目について8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け退学した者は、退学後3年以内に論文を提出することができる。この場合、退学後3年以内に第8条に定める審査に合格した場合「課程博士」が授与される。

2 第2条第2号の論文提出者については、その提出時期は、特に定めない。

(論文審査の申請)

第4条 論文の審査を受けようとする者は、本学府の教員を経て学府長に論文を提出するものとする。

提出する論文及び添付書類は、次のとおりとする。

論文審査願	(別記様式1-1) -----	第2条第1号の論文提出者	1 通
学位申請書	(別記様式1-2) -----	第2条第2号の論文提出者	1 通
主論文			4 通

論文目録	(別記様式2)	1	通
論文要旨	(別記様式3)	1	通
履歴書	(別記様式4)	1	通
参考論文	(ある場合)	4	通
学位記表記文字等について	(別記様式7)	1	通

(論文調査委員の選定)

第5条 学府教授会は、付託された論文を審査するため、論文調査委員（以下「調査委員」という。）を定めて、論文の調査及び第2条第1号の論文提出者については最終試験、同条第2号の論文提出者については学力の確認（以下「最終試験等」という。）を行わせるものとする。

- 2 調査委員は、3人以上（主査1人、副査2人以上）とし、原則として、主査を学生の所属する専攻の教員のうちから選定し、1人以上の副査を他の専攻または他の学府の教員のうちから選定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、分野の特性等によりやむを得ず調査委員全員を同一専攻から選定する場合には、学府教授会において主査および学府長がその理由を説明し、承諾を得なければならない。
- 4 学府教授会は、必要があると認めるときは、他の大学院又は研究所等の教員等を調査委員に加えることができる。

(論文調査会の開催)

第6条 論文調査会（以下「調査会」という。）は、調査委員をもって構成し、論文の調査及び最終試験等を行う。

- 2 主査は、調査会を招集し、その期日を論文提出者に通知するものとする。
- 3 主査は、論文の調査及び最終試験等を終了したときは、その論文の調査及び最終試験等の結果の要旨を、文書をもって、学府長に報告しなければならない。

(論文の調査及び最終試験等)

第7条 論文の調査及び最終試験等は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するか否かについて行う。

- 2 前項の最終試験等は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭または筆答により行うものとする。ただし、第2条第2号の論文提出者については、原則として1種類以上の外国語を課すものとする。

(論文及び最終試験等審査のための学府教授会の開催)

第8条 学府長は、第6条第3項の報告を受理したときは、論文及び最終試験等審査のための学府教授会を招集するものとする。

- 2 調査委員は、前項の学府教授会において、論文の調査及び最終試験等の結果について報告を行うものとする。
- 3 学府教授会は、前項の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを決定するものとする。
- 4 前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成があるこ

とを必要とする。

(論文審査終了)

第9条 論文審査は、論文を受理した後1年以内に終了するものとする。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、学府教授会において決定する。

附則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成19年9月19日から施行する。

附則

この内規は、平成25年9月11日から施行する。

附則

この内規は、令和元年5月22日から施行する。

附則

この内規は、令和6年10月1日から施行し、令和6年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。